

(略)

東京都監査委員	伊 藤 ゆ う
同	伊 藤 こういち
同	茂 垣 之 雄
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

令和 4 年 1 2 月 5 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、本件請求については、請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を求めています。個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

記

本件請求において、請求人は、グループホーム建設の事業者（以下「本件事業者」という。）が近隣住民への説明責任を果たさずに、都の助成金により当該建設を行うことは、都の指導力に懸念があるとして本件事業者に対する適切な指導を行うことを求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

本件請求書の記載内容からすると、請求人が指摘する都の助成金とは、本件事業者のグループホーム建設工事であることなどから、障害者通所施設等整備費補助要綱（以下

「本件要綱」という。)に基づく本件事業者に対する都の補助金(以下「本件補助金」という。)であると解される。

本件要綱によると、本件要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を都知事宛て提出し、都知事は、補助金の交付申請のあった事業について、適当と認める場合は条件を付して補助金の交付を決定し通知するものとされ、当該補助金は、補助事業が完了した時期に全額を交付するものとされている。

また、都は当該補助金の交付申請を行う事業者に対し、当該申請前の手続として、障害者通所施設等整備費補助対象法人審査委員会設置要領別紙1 障害者通所施設等整備費補助事業対象法人審査基準(以下「本件審査基準」という。)等に基づき補助の内示をすることとしている。

ところで、事業者による近隣住民への説明について、本件審査基準によれば、「当該土地における各補助申請事業について、地域住民の理解を得られるような対応を適切に行っているか」を審査内容の一項目とし、当該項目の審査基準として「障害福祉サービス事業等及び障害者に対する地域の理解が得られるように努めていること」とし、当該基準の留意事項として「住民の反対がある場合は、住民代表者等と話し合いを通じ問題点の解決を図ること。ただし、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、地域住民の同意を得ることまでを求めるものではない点に留意すること」としている。

これを本件についてみると、所管局によれば、本件事業者は本事業について建設計画時には個別説明を行い、また区とともに住民説明会を開催しており、説明会開催の確認及び区の意見書等から審査基準を満たしているとして所管局は補助の内示を行ったものである。さらに、都は本件事業者に対し住民に説明をするよう指導しており、工事着工前には住民説明会を開催したものの参加者がいなかったため、事業者は後日、工事説明の資料についてポスト投函等を行っている。

上記を鑑みると、請求人の主張は、本件事業者が近隣住民が一人も参加しない住民説明会を開催したことをもって説明責任を果たしたものとして工事に着手しており、都の本件事業者への指導力に懸念があると主張するにとどまり、そのことが、本件審査基準に反して本件事業者の地域住民への説明状況の確認を都がしていない、また、本件補助金の交付が財務会計法規上違法・不当である、と主張・疎明しているものとは言えず、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について摘示しているものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。